

訴 状

令和5年4月5日

5 大阪地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 五 條 操 印

10 弁護士 松 尾 善 紀 印

10 弁護士 加 藤 昌 利 印

15 弁護士 大 西 洋 至 印

15 弁護士 西 塚 直 之 印

15 弁護士 浅 野 永 希 印

20 弁護士 本 間 亜 紀 印

20

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価額 金160万0000円

25 貼用印紙額 金1万3000円

請 求 の 趣 旨

(主位的請求)

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由のない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。
- 5
- (1) 被告と別紙対象消費者目録記載の対象消費者との間で締結された別紙商品目録記載の商品に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の債務不履行に基づく損害賠償義務
- 10 (2) 前記(1)の損害賠償義務に係る金員に対する請求日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金支払義務
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

(予備的請求)

- 15 1 被告が、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由のない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。
- (1) 被告と別紙対象消費者目録記載の対象消費者との間で締結された別紙商品目録記載の商品に係る売買契約に基づき支払われた売買代金相当額の
- 20 不当利得返還義務
- (2) 前記(1)の不当利得義務に係る金員に対する請求日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金支払義務
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

請 求 の 原 因

第 1 はじめに

本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という）に基づく共通義務確認請求訴訟である。

5 第 2 当事者

1 原告

原告は、内閣総理大臣から、有効期間を令和 4 年 8 月 1 9 日から令和 7 年 8 月 2 2 日までとして認定を受けた特例法第 2 条 1 0 号所定の特定適格消費者団体である（甲 1）

10 2 被告

被告は、イベント運営、演出道具の販売を事業内容とする株式会社であり、後述のイベントを主催し、対象消費者に対し、同イベントのチケット販売を行っていた者である。

第 3 事実経過

15 1 被告が主催したイベントの概要

被告は、2 0 2 1（令和 3）年 1 2 月 1 7 日から 1 9 日の 3 日間、大阪市住之江区に所在する住之江公園の球技広場・野球場において「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2 0 2 1」とのイベントを開催することになっていた（以下「本件イベント」という）。

20 本件イベントは、上記会場において、クリスマスマーケット等の催事を行うとともに、一定の時刻に参加者が一斉に被告が用意した「LED スカイランタン」を空に飛ばすというものであった。本件イベントのタイムスケジュールは、いずれの開催日も、午後 4 時開場、午後 8 時最終入場、午後 8 時 3 0 分ランタンリリース、午後 9 時閉場というものであった。

被告は、本件イベントについて、通信販売の方法により対象消費者にチケットを事前に販売していた。

チケットの種別と販売価格は以下のとおりである（甲2）。

- ① 大人チケット 4500円
- 5 ② 団体チケット4名 1万7000円
- ③ ペアチケット 9000円
- ④ 子どもチケット 2500円
- ⑤ VIPチケット 1万5000円

2 12月17日及び19日のイベント中止

10 ところが、2021年12月17日及び19日については、被告の判断により本件イベントが中止となった（予定された3日間のうち、12月18日のみイベントが実施されている）。

本件イベントの中止に関しては、被告ホームページにて、以下のように告知がされている（甲3）。

12月17日及び19日の開催中止に関して

イベント当日、大阪府大阪市住之江区にて風が非常に強くなることが予想されておりました。強風により、イベント会場内にございます設置物が倒壊する恐れがあるため、関係各所と協議の上お客様と従業員の安全を考慮し中止を決定いたしました。

また、お客様にご同意いただいておりますチケット規定により、誠に恐縮ではございますがチケット代金の返金はいたしかねます。お振替方法やお振替先などの詳細に関しまして、後日弊社WEBサイト・SNSや、メールより連絡させていただきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承頂けますと幸いです。

3 12月17日及び19日の気象状況

被告は、上記のとおり、12月17日及び19日の本件イベントについて、強風を理由に中止した旨告知している。この点、本件イベントの開催期間である12月17日から19日の3日間における大阪市の気象状況は以下のとおりである。

【12月17日（イベント中止）：甲4、5】

イベント開催時間帯である午後4時から午後9時の天候は、快晴ないし晴れであり、降水量は0である。風速については、3.5～7.0 m/sであった。12月17日午前4時23分に強風注意報が発令され、18日午前9時33分に解除されているため、開催時間帯には、強風注意報の発令はされていたことになる（なお、「強風注意報」は、大阪市の場合、平均風速12 m/sが基準とされている）。

12月17日のイベントは強風を理由に中止されている。

【12月18日（イベント実施）：甲4、5】

イベント開催時間帯である午後4時から午後9時の天候は、晴れないしくもりであり、降水量は0である。風速については、1.8～3.0 m/sであった。12月18日午後3時31分に強風注意報が発令され、19日午後11時02分に解除されているため、開催時間帯には、強風注意報が発令された状態であったが、イベントは実施された。

【12月19日（イベント中止）：甲4、5】

イベント開催時間帯である午後4時から午後9時の天候は、晴れないしくもりであり、降水量は0である。風速については、3.4～4.3 m/sであった。12月18日午後3時31分に強風注意報が発令され、19日午後11時02分に解除されているため、開催時間帯には強風注意報が

発令されていたことになる。

12月19日のイベントは強風を理由に中止されている。

4 イベント中止に対する被告の対応

5 上記のとおり、12月17日及び19日のイベントは中止されているところ、被告は、チケット規約を根拠として、チケット代金の返金を一切拒否している。

このため、本件については、多数の苦情が発生しており、国民生活センターが集計した全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に掲載された、本件イベントに関する被告への苦情・相談事例は52件にのぼっている（甲6）。

2022（令和4）年度版消費者白書によると、2021年度に消費者被害・トラブルにあったと認識し、その内容を具体的に回答した人の内、相談又は申し出をした人（ア）の割合は37.2%であり、（ア）中、市町村や消費者センター等の行政機関の窓口相談した人（イ）の割合は8.7%である。上記苦情相談事例から、潜在的な被害者数を推計すると、
52（件）÷（37.2%×8.7%）＝1607件となる。

第4 被告の責任原因

1 債務不履行による損害賠償責任（主位的請求）

（1）12月17日のイベント中止について

20 上記のとおり、12月17日の本件イベントは中止されている。

被告は、本件イベントを実施する債務を負っていたところ、被告の判断によって本件イベントが中止されているのだから、被告の債務不履行は明らかである。

なお、この点、被告によれば、強風により、イベント会場内の設置物が

倒壊する恐れがあったため、関係各所と協議の上、お客様と従業員の安全を考慮して中止を決定したとしている。

5 しかし、本件イベント当日は、特に台風等の悪天候ということもなく、本件イベントの開催が客観的に不可能になるような強風があった事実は確認できない。イベントが中止になった12月17日と開催された12月18日とでは、いずれも風速について大差はない。また、いずれの日も強風注意報が発令されているが、12月18日には発令下でもイベントを実施している。

10 12月18日には、実際にイベントを開催できていることに照らせば、これと気象条件において大差のない12月17日について、イベントの開催が客観的に不可能であったとの事情は認められない。

 以上から、12月17日の本件イベント中止について、被告の債務不履行は明らかである。

(2) 12月19日のイベント中止について

15 上記のとおり、12月19日の本件イベントは中止されている。

 被告は、本件イベントを実施する債務を負っていたところ、被告の判断によって本件イベントが中止されているのだから、被告の債務不履行は明らかである。

20 なお、この点、被告によれば、強風により、イベント会場内の設置物が倒壊する恐れがあったため、関係各所と協議の上、お客様と従業員の安全を考慮して中止を決定したとしている。

 しかし、本件イベント当日は、特に台風等の悪天候ということもなく、本件イベントの開催が客観的に不可能になるような強風があった事実は確認できない。イベントが中止になった12月19日と開催された12月

18日とでは、いずれも風速について大差はない。また、いずれの日も強風注意報が発令されているが、12月18日には発令下でもイベントを実施している。

5 12月18日には、実際にイベントを開催できていることに照らせば、これと気象条件において大差のない12月19日について、イベントの開催が客観的に不可能であったとの事情は認められない。

以上から、12月19日のイベント中止について、被告の債務不履行は明らかである。

2 不当利得返還義務（予備的請求）

10 仮に、本件イベントの中止が、強風による履行不能という不可抗力であり、被告の債務不履行によるものではないとしても、本件イベントが実施されていない以上、被告はチケット代金相当額を不当利得したといえ、対象消費者に不当利得返還義務を負う。

15 しかし、被告は、チケット規約を理由に対象消費者へのチケット代の返金を拒否している。

被告が返金を拒否する根拠としているチケット規約の定めは、以下のとおりである（甲7）。

第2条：（サービスの中止・中断・変更等）

当社は、以下の事項に該当する場合、本イベントの運営を中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞できるものとし、返金はありません。

戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、大雨、洪水、津波、火災、停電、感染症拡大、その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

当社は、前項に基づく本イベントの中止、中断、変更、停止、廃止、遅滞について、利用者、又は第三者に対し一切の責任を負わないものとします。

民法第536条1項には、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒絶できる旨定められている。

5 本件では、債権者である対象消費者が、反対債務であるチケット代の支払義務を履行した後に、被告による債務の履行不能が生じているが、かかる場合には、被告は、反対給付であるチケット代金を不当利得として返還すべき義務がある。

しかるに、被告のチケット規約第2条は、上記のとおり、チケット代金を返金しないと定めており、民法第536条1項と異なる定めをしている。

10 この点、消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めている。

15 そして、被告のチケット規約第2条は、民法第536条1項に比して、消費者の権利を制限するものである（消費者契約法10条前段要件）。

20 また、同規約は、当事者双方の責めに帰することができない事由による本件イベント中止のリスクを、全て消費者に一方的に負わせるものである。被告は、本件イベントを営利目的で開催しているものであるが、同規約によれば、事業者である被告は、イベントの開催の有無にかかわらず、常に収益を

確保することができ、一切のリスクを負わないのに対し、消費者は、イベント中止時に、一切の返金を受けられないから、中止によるリスクを全面的に押しつけられることになる。情報の質及び量並びに交渉力において劣る消費者に対し、イベント中止のリスクを全て押しつけつつ、事業者は一切リスクを負わないというのは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえる。

さらに、本件のイベント中止の理由が、単なる強風という比較的頻繁に生じる事象であることからしても、そのような中止によるリスクを全て消費者に一方的に負わせるチケット規約の不当性はいっそう明らかである（消費者契約法10条後段要件）。

よって、被告は、対象消費者に対し、不当利得返還義務を負うといえる。

第5 損害の内容

1 主位的請求に係る損害

(1) チケット代

本件イベントのチケット代は、12月17日及び12月19日のいずれについても、第3、第1項記載のとおりである。

本件イベントが中止されたため、対象消費者は、少なくともチケット代金相当の損害を受けている。

(2) 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、対象消費者と特定適格消費者団体との授権契約によって決まるが（特例法76条）、特定認定に際し、特定適格消費者団体は費用報酬規程を定める必要があり、それが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないことが特定認定の要件となっている（特例法64条4項6号）。このように、制度上、対

象消費者は本件制度で被害回復する場合には、特定適格消費者団体の報酬及び費用を支払うべきものとされている。そして、本件のような少額請求は、本制度によらなければ請求することが困難なものである。したがって、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、相当因果関係のある損害である。

なお、その報酬及び費用の額は現時点では不明であるが、その具体的な算定方法は、簡易確定手続に際し、特定適格消費者団体により通知・公告される（特例法25条、26条）。

2 予備的請求に係る損害

（1）チケット代

本件イベントのチケット代は、12月17日及び12月19日のいずれについても、第3、第1項記載のとおりである。

本件イベントが中止され、被告の債務は履行されていないのであるから、チケット代金相当額は、被告の不当利得となる。

15 第6 訴訟要件

1 多数性

本件は、住之江公園の球技広場・野球場において行われた大規模イベントであるから、対象消費者は、少なくとも数百人程度が見込まれる。また、国民生活センターが集計した全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に掲載された、本件イベントに関する被告への苦情・相談事例は52件にのぼる。前記のとおり、消費者白書記載の統計結果と苦情件数から被害者数を推計すれば1607件程度の被害者が存在することになる。

以上からすれば、本件に関して多数性の要件は満たされている。

2 共通性及び支配性

本件は、イベント中止に関する損害賠償ないし不当利得返還の問題であるから、被害内容については、イベントに参加予定だった対象消費者において、全て共通の内容であり、共通性の要件は満たす。

5 そして、対象消費者については、本件チケットは通信販売の方法により販売されていることから、被告において把握している。また、本訴請求の損害についてもチケット区分に応じ、一律の内容であるから、簡易確定手続で、書面審理で迅速になしえない事態は想定されず、支配性に欠けることもない。

第7 管轄裁判所

10 対象イベントは開催場所において実参加することを要するものであり、大阪府下において実施されたことから、対象消費者の相当数は開催地である大阪府下在住であると推定される。よって、本件の管轄は対象者の義務履行地である御庁に存する（消費者裁判特例法6条2項1号、3条1項3号及び2号）。

第8 提訴前の交渉経過

15 1 「お問合せ」の送付

原告は、本件イベントに関し、消費生活センターに相当数の苦情が寄せられていることから、被告に対し、2022年（令和4年）5月16日付の「お問合せ」を送付した。内容は、本件イベントの中止の理由等を確認し、また、消費者に対する返金予定の有無を問い合わせるものであった（甲8）。

20 しかし、被告は、回答期限である6月17日を経過しても、一切回答をしなかった。

2 「ご連絡」の送付

原告は、被告が、上記「お問合せ」に回答しないため、2022年（令和4年）7月26日付の「ご連絡」にて、改めて、8月5日までの回答を求め

た（甲9）。しかし、被告は、一切回答をしなかった。

3 「申入書」の送付

原告は、本件イベントの中止について、被告には、債務不履行に基づく損害賠償義務、もしくは、不当利得返還義務が生じると判断し、チケット代金の自発的な返金対応をするよう申し入れた。同時に、被告が、返金対応を行わず、消費者被害が回復されないと判断される時には、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起する場合もあると警告した（甲10）。

しかし、被告は、上記「申入書」に対し、一切回答をしなかった。また、被告は、本件イベントの中止に関し、消費者へのチケット代金の返金を行う措置もとっていない。

4 被告の自発的対応に期待できないこと

以上の経過からすれば、本件イベントの中止に対し、被告が自発的にチケット代金の返金を行い、消費者被害が回復される見込みはないと言わざるを得ない。このため、原告は、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を提起すべきと判断するに至った。

第9 まとめ

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の共通義務確認を求めて、本訴を提起するものである。

証拠方法

20 証拠説明書記載の通り

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 甲号証写し | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 3 | 資格証明書 | |

当事者目録

〒540-0024

大阪府中央区南新町1丁目2番4号 椿本ビル5階502号室

原告 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

5 代表者 理事 藤井 克裕

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号 公洋ビル7階

はるか法律事務所（送達場所）

10 電話 06-6203-5855 FAX 06-6203-6733

原告訴訟代理人 弁護士 五條 操

〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目5番13号 北浜平和ビル4階

15 弁護士法人 松尾・中村・上法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 松尾 善紀

〒650-0015

神戸府中央区多聞通2丁目5番16号 三江ビル8階

20 ともしび法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利

〒600-8076

京都市下京区高辻通柳馬場西入泉正寺町466 日宝京都2号館401

25 大西洋至法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 大西 洋至

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目2番4号 大三ビル402

5 西塚法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 西塚 直之

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館5階

10 浅野・宗川法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 浅野 永希

〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目7番4号 協和中之島ビル7階

15 本間法律事務所

原告訴訟代理人 弁護士 本間 亜紀

〒651-0088

兵庫県神戸市中央区小野柄通3丁目2番23号 加藤三宮ビル2F

20 被 告 株式会社スターリーナイトカンパニー

代表取締役 木村 敏彰

別紙

対象消費者目録

- 1 被告との間で、別紙商品目録（１）のチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った消費者
- 5 2 被告との間で、別紙商品目録（２）のチケットの売買契約を締結し、同契約に基づき売買代金を支払った消費者

別紙

商品目録

- (1) 令和3年12月17日を開催日とする「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」のチケット
- 5 (2) 令和3年12月19日を開催日とする「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」のチケット